

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 01 景観行政費

 [もどる](#)

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.1 美しい景観の保全と創造

01 景観行政費

施策

1 事業の目的

景観法に基づく届出制度及び新景観形成条例に基づく制度の運用、その他景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、良好な景観の保全と創造に努める。

2 背景、現状、及び課題

景観形成条例の改正、景観計画の策定により景観法に基づく届出制度へ移行したことから、事務処理の流れや審査基準など制度の周知徹底が必要となっている。

3 事業の内容

(1) 景観形成条例、景観計画の制度周知・運用

景観法に基づき、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、土地の開拓、土石の採取、鉱物の掘採、木竹の伐採などをするとともに、事前の届出を義務づけるとともに、景観計画に定められた基準に適合しない場合は勧告、公表、変更命令等の必要な措置を講じる等の行為規制を実施する。

(2) 鳥取県公共事業景観形成指針の運用

県が公共事業を行うに当たって遵守すべき景観形成のための指針を制定。この指針に従って、県の公共事業の実施の際、基本設計、詳細設計、施行、維持管理の各段階で「景観評価」を実施する。

(3) 景観形成巡視員

無届行為の発見及び通報、景観上問題の発見及び報告、届出済み行為の監視のため各市町村に景観形成巡視員を配置する。(鳥取、倉吉、米子市を除く市町村)

(4) 景観アドバイザー派遣

県民、事業者等の行う景観形成活動に対して各分野の専門家である景観アドバイザーの助言、意見を求め、活動の活性化を図る。

(5) 市町村の景観行政団体への移行

景観行政の中心的な役割を担う市町村が景観行政団体となり積極的に景観形成に取り組むよう移行促進を推進する。

実績

平成22年度実績

(1) 景観形成条例に基づく届出実績(145件)

・届出状況(122件)

- 建築物の新・増・改築、移転及び外観の変更－28件
- 工作物の新・増・改築、移転及び外観の変更－89件
- 土地の形質変更－4件

- 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積－1件
- ・通知状況(23件)
- 工作物の新・増・改築、移転及び外観の変更－23件

(2) 景観形成巡視員の活動実績

- ・配置人員 鳥取市、倉吉市、米子市を除く市町村に計17名配置
- ・巡視状況 四半期ごとに実施。報告書提出。

(3) 景観アドバイザーの派遣実績

- ・派遣回数(延べ35人)
- ・派遣内容
 - 公営住宅整備事業に係る景観形成上の助言
 - 林道整備事業に係る景観形成上の助言
 - 道路整備事業に係る景観形成上の助言 他

連絡先

生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7363,7371

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより

「景観法に基づく届出制度」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47450>

「公共事業の景観形成について」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95640>

「景観アドバイザーについて」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47452>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 02 全国に誇るととりの景観再発見事業

 [もどる](#)

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.1 美しい景観の保全と創造

02 全国に誇るととりの景観再発見事業

施策

1 事業の目的・効果

日常生活の中でその価値に気づかれず見過ごされている景観資源を再発見、再認識し、自分達の地域を知り、他の地域の人達に知ってもらうことを通じ、景観を活かしたまちづくり活動の活性化を図る。

2 事業内容

(1)「とっとり地域生活百景」活用モデル事業

平成20年度及び21年度に選定した「とっとり地域生活百景」が地元・市町村において活用されるよう、有識者等の意見をきき、県内3地区を選び、その活用方策を検討するモデル事業を実施する。

(2)「とっとり地域生活百景」の展示PR

「とっとり地域生活百景」の写真パネル、説明パネル、位置図パネルを展示する。

実績

平成22年度実績

1 「とっとり地域生活百景」活用モデル事業

平成20年度及び平成21年度に選定された「とっとり地域生活百景」により地域の活性化につなげていく活用方策を探るため、モデル地区として県内3地区選定し、それぞれ検討会議を開催し(各2回)、その検討結果を住民説明会やホームページ等により県民及び市町村に周知を図った。

選定された景観	モデル地区選定評価のポイント	検討結果概要
湖山池の石がま漁 (鳥取市)	全国的に干拓されてこのような大きな池は少なくなっているが、今も自然地形が残されており、生業として伝統的な漁法も残っている。	「地域の人が湖山池に誇りを持ち、内外にアピールする環境・景観づくり」を目標に掲げ、事業展開の方向性として、活動団体の連携強化、伝統漁法の保存、湖山池景観の向上・環境保全、ビューポイントの再発見・整備、ビューポイントを結ぶルートづくり、湖山池の利用促進、地域内外への情報発信が必要であるとし、事業例、想定される推進組織等及び連携組織を取りまとめた。
西岩倉町のまちなみ (倉吉市)	伝統的建造物群と隣接する地区であり、国登録有形文化財といった資源がある。	「交流を通じた景観づくり」を目標に掲げ、事業展開の方向性として、景観の将来像を共有する場づくり、地域における交流と賑わいの拠点づくり、地域外から人を巻き込む仕組みづくりが必要であるとし、事業例、想定される推進組織等を取りまとめた。
根雨の宿場 (日野町)	出雲街道の昔ながらの宿場の風情が残っており、活	「貴重な根雨宿のまちなみ等地域資源の保全活用と交流人口の増による地域活性化」を目標に掲げ、事業展開

用の可能性が見込まれる。

の方向性として、住民参加による目標共有と地域資源の発掘・再生、根雨のまちに誘導する仕掛けづくり、根雨のまちでもてなす景観・メニューづくり、拠点施設・店舗等を核とした事業展開、根雨のまちをアピールする情報発信、活動の情報共有と活動団体のネットワーク化が必要であるとし、事業例、想定される推進組織等を取りまとめた。

2 展示活動

(1)開催回数 3回(東部、中部、西部各1回)

(2)展示日程／会場

東部:4月13日(火)～19日(月)／とりぎん文化会館フリースペース

西部:4月21日(水)～27日(火)／米子コンベンションセンター情報プラザ

中部:4月30日(金)～5月5日(水)倉吉未来中心アトリウム

連絡先

生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7371

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97707>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 03 花と緑のまちづくり支援事業

 [もどる](#)

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.1 美しい景観の保全と創造

03 花と緑のまちづくり支援事業

施策

1 事業の目的

県民の地域緑花意識の高揚や普及啓発を図ること。

2 現状及び課題

- (1) 住民主体の花と緑による魅力ある地域づくりを推進するための仕掛けづくりが必要である。
- (2) 地域緑花活動は、花苗等の出費が伴うため、緑花活動の継続性が課題である。
- (3) 取組の継続と、より広めていく方策の検討が必要である。

3 事業内容

地域緑花の普及啓発を図るための「花と緑のフェア」を支援する。
＜参考:平成21年度の取組状況写真＞ 花と緑のフェア(中部地区)



実績

平成22年度実績

住民との協働による身近な生活の場に花や緑あふれる快適で魅力あるまちづくりを進めるため、平成21年度まで実施していた「花と緑のまちづくり支援事業」に換えて「みんなの広場芝生化事業」を実施し、公共空地の緑地化を通じた潤いのある都市空間づくりや県民の緑化意識の高揚を図った。

- みんなの広場芝生化事業の実施実績（3市町村12箇所）
（南部町）朝鍋ダム親水公園
（鳥取市）秋里1号公園、吉方北公園 その他8箇所
（米子市）福米西公民館

計 8,342㎡で芝生化を実施した。

○花と緑のフェア

これまで花と緑のフェアを行っていなかった米子地区においても、事業者組合等の協力を得てフェアを開催することができた。

- 5月 中部地区花と緑のフェア（東郷湖羽合臨海公園藤津地区：湯梨浜町藤津）
- 10月 東部地区花と緑のフェア（湖山池公園：鳥取市金沢）
- 10月 西部地区花と緑のフェア（弓ヶ浜公園：米子市両三柳）

○全国都市緑化とっとりフェア開催の決定

都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等を図り、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的として国土交通省（旧建設省）が提唱し、昭和58年度から毎年度地方自治体の都市公園等を主会場として開催される全国都市緑化フェアを、平成25年度に鳥取県と鳥取市の共催により、鳥取市の都市公園である湖山池公園地を主会場として開催することが決定した。

開催に向けて、基本構想の策定と基本計画の策定に着手した。

連絡先

生活環境部 公園自然課 緑地公園担当 電話0857-26-7369

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより
「公園自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194
E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 04 景観まちづくり活動団体サポート事業

 [もどる](#)

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.1 美しい景観の保全と創造

04 景観まちづくり活動団体サポート事業

施策

1 事業の目的・効果

地域の景観を活かしたまちづくり活動に取り組む住民活動団体に対する総合的な支援制度を創設し、活動の促進を図る。

2 事業内容

- (1) 活動団体の登録
県内で活動するまちづくり住民活動団体に登録を受け付け、行政と団体、団体相互が連携しやすい体制を整える。
- (2) 景観まちづくり大会の開催
景観まちづくり活動について、活動団体及び県民への普及啓発を全県レベルで行うため、大会を開催する。
- (3) 市町村トップセミナー
市町村幹部職員を対象として、住民主体のまちづくりに実績をあげている市町村長等に取り組を講演してもらい、まちづくりやまちづくり活動団体への支援の必要性に対する市町村の理解を深める。
- (4) まちづくりコンシェルジュ（総合相談）による支援
職員有志（まちづくりコンシェルジュ）が、各自の得意な分野を活かし、まちづくり活動団体の相談に応じ実地に活動の支援をするなどする。

実績

平成22年度実績

- 1 活動団体の登録 登録数:48団体
- 2 景観まちづくり大会の開催

公募委託により実施

- ・受託者 NPO法人 ラーバンマネージメント
- ・日時 平成22年11月14日 13:00～17:00
- ・場所 鳥取県民体育館
- ・参加者 70人
- ・内容 基調講演、団体活動報告、パネルディスカッション

3 市町村トップセミナー

市町村幹部職員を対象として、住民主体の景観まちづくりへの取組について講演してもらい、その後意見交換を行った。

- ・日 時 平成22年11月2日 14:00～16:00
- ・場 所 倉吉未来中心
- ・参加者 各市町村の町長、部長等幹部 19名
- ・内 容 講演、質疑応答、意見交換

連絡先

生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7363,7201

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより
「景観まちづくり活動団体をサポートします」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82839>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194
E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 05 景観まちづくり推進リーダー養成研修事業

 [もどる](#)

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.1 美しい景観の保全と創造

05 景観まちづくり推進リーダー養成研修事業

施策

1 事業の目的・効果

地域の特性を生かした景観まちづくり活動を進めていく上で不可欠なリーダーを養成する。

2 事業内容

地域の景観まちづくりの核となる人材を育成するため、景観まちづくりの必要性・基礎的な知識及び実践のノウハウ等を学んでもらう研修を開催する。

(1) 対象

景観まちづくり活動団体のリーダー又はリーダーとして期待される人及び市町村の担当職員。

(2) 内容

景観まちづくりの必要性、基礎的な知識及び実践のノウハウ等を学ぶ。

実績

平成22年度実績

1 受講者 37名(活動団体19名、市町村14件、県4名)

2 実施状況

回	日時	研修テーマ
1	9月12日(水) 午後12時45分～午後5時	景観まちづくりの意義と多様な主体のネットワーク、
2	10月2日(土) 午後1時～午後5時	協働連携による景観まちづくりの進め方
3	10月13日(水) 午後1時～午後5時15分	社会資本整備総合交付金等支援制度
4	10月22日(金) 午後1時～午後5時15分	地域資源を活かした景観まちづくりの進め方
5	11月22日(月) 午後1時～午後5時15分	とっとりらしい景観まちづくりを考える

連絡先

生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話0857-26-7363

参考URL

鳥取県景観まちづくり課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97707>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

 鳥取県生活環境部環境立県推進課
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194
E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 06 海岸漂着ごみ等処理事業

 [もどる](#)

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.1 美しい景観の保全と創造

06 海岸漂着ごみ等処理事業

施策

1 事業の目的

県内の海岸における漂着ゴミ等を迅速かつ適正に処理することにより、海岸の景観や環境の保全を図る。

2 事業の内容

海岸管理者が実施主体となって、関係市町村等と連携し、公共海岸等の海岸漂着ゴミ等の処分等を行う。
(当該事業は「地域グリーンニューディール基金」を活用)

3 事業の背景

(1) 海岸漂着物等処理法の成立

○平成21年7月15日に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の推進に関する法律」(海岸漂着物等処理法)が施行。当該法では、海岸管理者等が海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることを明記。



海岸管理者としての処理責任の明確化。

(海岸管理者)…海岸法又は他の法令により海岸の土地を管理する者

区分	海岸管理者	海岸漂着物処理者(実施主体)	
		現 行	法改正後
公共海岸	県	市町村	県
その他	土地所有 市町村	市町村	土地所有 市町村

(2) 地域グリーンニューディール基金

○海岸漂着物等の処理に関する財源措置として、国の「地域グリーンニューディール基金」のメニューに、「海岸漂着物地域対策推進事業」が盛り込まれており、当該基金を活用して事業実施。(国 10/10)

実績

○処理量

可燃ゴミ 347トン

不燃ゴミ 289トン

その他 61トン

合計 697トン

○処理費用
21,377千円

連絡先

県土整備部 河川課 水政担当 電話 0857-26-7377・空港港湾課電話 0857-26-7348

参考URL

鳥取県河川課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143>

鳥取県空港港湾のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28145>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 07 鳥取砂丘景観保全再生事業

📍 [もどる](#)

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.1 美しい景観の保全と創造

07 鳥取砂丘景観保全再生事業

施策

1 事業の目的

鳥取県の宝である鳥取砂丘を皆で大切に守り、利用し、未来に引き継ぐことを目的とする「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例(平成21年4月1日施行)」に基づき、民間と行政で構成する鳥取砂丘再生会議が行う鳥取砂丘の景観保全・再生の取り組みを支援し、もって鳥取砂丘の優れた環境、景観を次世代に引き継いでいく。

2 事業概要

鳥取砂丘再生会議が行う下記の事業に要する経費を県、鳥取市が各1/2ずつ負担する。

(1) 砂丘景観の保全・再生に関する事業

○砂丘全域を対象に、草が種子を散布する時期までに除草を実施する。

(2) 砂丘景観の保全・再生に関する調査

○鳥取砂丘の自然の姿を再確認し、保全事業にフィードバック・活用するため、以下に関する調査等を学識経験者等で構成する「調査研究会」が実施。

- ・除草モニタリング調査、植生状況の現地調査
- ・砂の移動に関する基礎調査(砂堆積調査、風向風速調査)
- ・火山灰露出地の堆砂研究

(3) 新たな研究分野に対する対応

○従来の調査に加え、保全再生やジオ的資源に係る多岐に渡る分野の調査研究を行う。

実績

1 植物のモニタリング調査、砂丘の各種調査研究、計画的な除草活動や砂の移動等を行うため、鳥取砂丘再生会議(保全再生部会)が行う保全再生の取組に対して、負担金を交付し、下表のとおり事業を行った。

項目	実施時期	内容
除草、スリパチ整備	平成22年8月～平成23年3月	鳥取砂丘再生会議保全再生部会調査研究会のモニタリング調査結果・意見に基づき、砂丘内やスリパチの雑草等の除草(機械・人力)・整備を行った。
ボランティア除草の実施	通年	鳥取砂丘の景観保護の機運を盛り上げ、県民に除草活動参加していただくため、ボランティアによる除草を

		実施した。
堆積砂の移動	平成22年11月～12月 平成23年2月～3月	冬季の季節風により鳥取砂丘市営 駐車場木製階段周辺に堆積し、観光 客等の通行の支障となる砂を砂丘側 に移動した。
砂丘周辺樹木の伐 採等	平成23年3月	景観保全のためニセアカシアの伐採 処理を行った。
風向・風速の計測	通年	砂丘内の3カ所で風向風速データ収 集等を実施した。
地形測量及び各種 調査	平成22年4月～平成23年 3月	砂丘全域の地形変化調査及び除草 実施箇所の植生、地形・地質などの モニタリング等の調査

2 ボランティア除草については、年々参加者が増え、県民自らが県民の宝を保全再生しようという意識醸成、取組の定着化が図られた。

項 目	22年度実績	21年度実績
ボランティア延べ人 数	5,599人	3,708人
除草量	7,703kg	7,360kg

連絡先

生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100183>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 01 史跡妻木晩田遺跡保存活用事業

 [もどる](#)

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.2 歴史的、文化的環境の保存と整備

01 史跡妻木晩田遺跡保存活用事業

施策

1 背景・現状・目的

国史跡妻木晩田遺跡整備活用保存計画に基づき、遺跡の復元整備及び遺跡の解明のための発掘調査を実施し、併せて弥生時代の暮らしを体験できる事業を行うなど、多くの人に活用してもらうための普及啓発活動を行う。

2 事業内容

- (1) 保存整備事業
基本計画に基づき、環境整備工事、復元建物の建設工事等を実施
- (2) 調査研究事業
遺跡の全容を解明するための発掘調査を実施
- (3) 活用事業
各種体験事業やイベントを開催

実績

平成22年度実績

(1) 保存整備事業

妻木山地区に復元建物を建設するほか、弥生時代の竪穴住居跡を実物で露出展示する施設や休憩舎を建設し、史跡景観の向上を図った。
そのほか整地・植栽工事を実施し、遺構の風化防止措置を行った。

(2) 調査研究事業

妻木晩田遺跡における弥生時代の集落像を解明するための発掘調査を実施した。

(3) 活用事業

遺跡に親しんでもらうために、古代体験を始めとする遺跡を活用した体験事業を行った。

事業名	参加者数
ガイダンスオープニングセレモニー	1,800名
弥生の森講座①・②	75名
新緑まつり	850名

カゴづくり講座	21名
弥生の畑づくり①・②	52名
考古学講座①～⑤	209名
弥生講座①～⑥	137名
サンセットビューウィーク	218名
星座観察会	110名
むきばんだ工作講座「石包丁づくり」	30名
秋麗まつり	1,300名
秋の親子写生会	29名
むきばんだジュニアファンクラブ	21名
お気楽♪弥生気分!	2,393名
写真コンクール	31名

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

むきばんだ史跡公園ホームページ

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41862>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyurikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 02 史跡青谷上寺地遺跡保存活用事業

 [もどる](#)

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.2 歴史的、文化的環境の保存と整備

02 史跡青谷上寺地遺跡保存活用事業

施策

1. 背景・現状・目的

「国史跡青谷上寺地遺跡整備活用基本計画」に基づき、史跡の公有化と活用を進めるとともに、発掘調査を実施して整備・活用に必要な情報を収集する。

併せて出土品の再整理と調査研究を行い、その成果を発信していく。

2 事業内容

(1) 史跡指定地公有化・保存活用事業

○史跡の保存・整備・活用に資するため、指定地を平成20年度から10力年かけて公有化

○地域住民と県・鳥取市の協働連携による史跡の維持管理・活用を目指し、史跡保存活用協議会を設立して様々な活用事業を実施

(2) 発掘調査事業

発掘調査、遺跡周辺調査、埋蔵環境調査などを実施し、青谷上寺地遺跡の実態解明および史跡整備に必要なデータを収集

(3) 出土品調査研究事業

出土品の調査研究、保存処理、レプリカ作成などを行い、活用を図るとともに情報発信も実施

実績

史跡指定地の公有化を進めつつ、県・市・民間が協働連携する史跡保存活用協議会を主体として史跡の活用を実施した。具体的には公有化した水田を利用した古代米栽培の実施等。

発掘調査事業については、遺跡の中心部を区画する溝の詳細調査を進め、調査・研究の成果としては『青谷上寺地遺跡景観復元調査研究報告書』及び『青谷上寺地遺跡出土品調査研究報告6』を刊行。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより

「とっとり弥生の王国情報発信(妻木晩田・青谷上寺地遺跡)」→「青谷上寺地遺跡の整備と活用」

→青谷上寺地遺跡ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4271>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 03 三徳山・大山歴史遺産調査事業

 [もどる](#)

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.2 歴史的、文化的環境の保存と整備

03 三徳山・大山歴史遺産調査事業

施策

1 背景・現状・目的

鳥取県を代表する貴重な文化財の宝庫である三徳山と大山の歴史遺産(文化財)について、三朝町及び大山町が実施する調査・研究事業に対して支援と協力をを行い、その学術的価値を高めていく。

2 事業内容

- 学術調査への調査指導及び調査協力
- (1) 三徳山美術工芸品調査
 - (2) 三徳山自然環境関連調査
 - (3) 三徳山域内埋蔵文化財調査
 - (4) 三徳山総合調査研究
 - (5) 大山寺僧坊等埋蔵文化財調査

実績

三徳山及び大山寺を県の重要遺跡として埋蔵文化財の調査の補助を行いながら、町が実施する調査の助言や支援を行った。三徳山の自然環境関連の調査は鳥取大学に研究委託を行い、その成果は『三徳山―信仰の山と文化的景観―をとりまく自然環境の解明』としてまとめられた。大山寺の調査は、『大山僧坊跡調査報告書』としてまとめられた。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県教育委員会文化財課のwebサイトより
「文化財課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82388>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 04 三徳山世界遺産登録推進事業

 [もどる](#)

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.2 歴史的、文化的環境の保存と整備

04 三徳山世界遺産登録推進事業

施策

1 背景・現状・目的

世界遺産暫定一覧表記載資産候補として提案書を提出し、継続審議が妥当とされた「三徳山」について、三徳山の持つ顕著で普遍的な価値について、今まで十分とはいえなかった調査研究をすすめるとともに、その魅力を広く知ってもらうための情報発信を行い、世界遺産登録に向けた取組を推進する。

2 事業内容

世界遺産の観点に基づいた三徳山の調査研究と、その学術的な部分での魅力について認知度アップも目指した情報発信を実施

(1) 調査研究事業

県及び三朝町で調査研究チームを立ち上げ、三徳山の総合的・広域的な調査研究を実施

(2) 普及啓発事業

三徳山の学術的な魅力、調査研究によって得られた知見を講演会や説明会などを通じて積極的に情報発信を実施

実績

三朝町等とともに三徳山の山内の踏査を実施。三徳山の世界遺産登録を推進する気運醸成のため、三徳山シンポジウムを開催。22年度は「蔵王権現の成立と三徳山」をテーマに開催。

連絡先

鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話0857-26-7932

参考URL

鳥取県中部総合事務所のwebサイトより

「三徳山を世界遺産へ」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=24294>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 05 とつとりの鍍絵・なまこ壁の魅力を伝える事業

 [もどる](#)

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.2 歴史的、文化的環境の保存と整備

05 とつとりの鍍絵・なまこ壁の魅力を伝える事業

施策

1 事業の目的・効果

鍍絵やなまこ壁などの魅力を伝えることにより、それらを活かした魅力あるまちづくりの創出に繋げるとともに、県外とつとりの魅力を伝え、鳥取県への来訪者を増やす。

エコロジーや手仕事(手わざ)の良さを再認識し、地域の生活文化、デザイン遺産として、さらに地域の伝統産業として活用し、技能の継承に繋げる。

○鍍絵(こてえ)とは

土蔵の妻壁や扉、民家の戸袋や壁の漆喰の上に、鍍で漆喰を塗り上げ、レリーフを描くように浮き彫りの模様を描く左官の技術で、「蔵飾り」とも呼ばれる。

○なまこ壁とは

土蔵の表面に平瓦を張り、瓦の継ぎ目に半円形で海にいる海鼠(なまこ)のような形に漆喰を盛り上げる左官の技術で、耐水・耐火・強度に優れ、漆喰の白と瓦の黒との組み合わせが装飾的な効果を高めている。

2 事業内容

(1)「全国・鍍絵なまこ壁サミットinとつとり2010」の開催

○開催日時:平成22年11月6日(土)～7日(日)の2日間

○開催場所:倉吉未来中心大ホール(交流会:ホテルセントパレス倉吉)

○第1日目〔全体集会〕『鍍絵なまこ壁と職人の手作業、左官文化を語る』

ア 基調講演・鼎談

イ 先進地からの報告

ウ 交流会

○第2日目〔エクスカージョン〕『とつとり蔵リズム』

(2)県内の鍍絵なまこ壁の調査継続と情報展開

ア 埋もれる素材の発見・発掘と調査の継続

イ 県民向け勉強会や見学会などの実施

ウ 鳥取の鍍絵なまこ壁の全国向け情報発信

(3)鍍絵なまこ壁の文化拠点づくり

ア 鍍絵なまこ壁のジャンル別研究の開始

イ 人的ネットワークづくり

ウ〔仮称〕『鍍絵なまこ壁学会』の設立準備

実績

平成22年度実績

(1)「全国・鍍絵なまこ壁サミットinとっとり2010」の開催

・日時 平成22年11月6日(土)～11月7日(日)

[第1日目]【フォーラム】

- ・場所 倉吉未来中心大ホール
- ・内容 基調講演、地域からの報告、鼎談
- ・参加者 約400名

【交流会】

- ・場所 ホテルセントパレス倉吉
- ・内容 郷土芸能、参加者のフリートーキング
- ・参加者 約100名

[第2日目]【見学ツアー】

- ・場所 東コース(鳥取市、八頭町)、西コース(大山北麓)
- ・参加者 95名



(2) 鍍絵なまこ壁の調査継続と情報展開

1) 鍍絵なまこ壁資料集の発行

- ・内容 ととりの鍍絵なまこ壁159件を掲載

2) 県民向けの勉強会・見学会の実施

① 日野小学校勉強会開催

- ・参加者 日野小学校6年生17名

② 講習会「鳥取県の鍍絵なまこ壁Part2」の開催

- ・参加者 約50名

③ バスツアー「今も息づく因幡の鍍絵現代の左官仕事見学会」の開催

- ・参加者 27名

連絡先

生活環境部 景観まちづくり課 まちづくり担当 電話0857-26-7387

参考URL

鳥取環境ネットワークのwebサイトより
「景観まちづくりフォーラム「鏝絵・左官・蔵飾り」の開催」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=53786>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 01 環境影響評価制度

 [もどる](#)

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.3環境影響評価の推進

01 環境影響評価制度

施策

1 目的

環境影響評価制度は、大規模な開発事業について、事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるか、あらかじめ調査・予測・評価することにより、環境の悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築するための制度であり、本制度の適正な実施を確保する「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき適正な運用を図る。

2 事業の概要

大規模開発事業の実施に伴い、事業者が行う「環境影響評価」に対し、環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例に基づき、適切な指導・助言の実施

(1) 鳥取県環境影響評価審査会の開催

方法書、準備書、評価書に対する知事意見を述べる際、「鳥取県環境影響評価審査会」を開催し、専門家の意見を聴取

方法書、準備書等の手続きについて、各2回鳥取県環境影響評価審査会の開催を予定

(2) 条例対象事業の審査・検討

実績

手続き中の事業の環境影響調査が実施されているところであり、審査会を開催しなかった。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7876

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「環境影響評価に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17854>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)